

地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員給与規程

平成 23 年 4 月 1 日

規 程 第 7 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 給料（第 6 条—第 10 条）

第 3 章 手当（第 11 条—第 23 条）

第 4 章 雑則（第 24 条—第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、職員（非常勤職員及び再雇用職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第 2 条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、業績手当とする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 3 条 勤務 1 時間当たりの支給額は、給料月額及びこれに対する調整手当の月額並びに特殊勤務手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 8 条第 1 項に規定する休日に係る勤務時間数を控除したもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第 4 条 職員が勤務しないときは、休日等、職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）その他勤務しないことにつき特に承認があった場合（無給として取り扱う特別休暇を除く。）を除き、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分をその給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、離職、休職等により、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、未支給の給与から差し引くものとする。

3 第 1 項の勤務 1 時間当たりの給与額は、第 3 条に規定する額とする。

(給与の支払及び控除)

- 第5条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。
- 2 前項の給与は、労使協定に基づき、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって行うものとする。

第2章 給料

(給料)

- 第6条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって手当を除いた全額とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

- 第7条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
- (1) 医師・歯科医師給料表（別表第1）
 - (2) 医療技術職給料表（別表第2）
 - (3) 看護職給料表（別表第3）
 - (4) 事務職給料表（別表第4）

(初任給、昇格及び昇給等の決定)

- 第8条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が決定する。
- 2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が決定する。
- 3 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定する。
- 5 55歳（医師又は歯科医師である職員にあっては57歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 休職（労働組合の業務に専ら従事する場合を含む。）又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、

その者の給料月額を調整することができる。

(給料の支給方法)

- 第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとし、当月分を当月20日に支給する。ただし、その日が休日等に当たるときは、その日前において最も近い休日等でない日に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。
 - 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
 - 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(給料の日割計算)

- 第10条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。
- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合
 - (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
 - (4) 介護休業を始め、又は介護休業の終了により復職した場合
 - (5) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
 - (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年泉佐野市条例第24号）に基づき泉佐野市から派遣され、又は派遣後泉佐野市に復帰した場合

第3章 手当

(管理職手当)

- 第11条 管理職員には、管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当は、次に掲げる管理職員の区分に応じ支給する。

(1) 病 院 長	月額	90,000 円
(2) 救命センター長	月額	90,000 円
(3) 副 病 院 長	月額	80,000 円
(4) 診 療 局 長	月額	70,000 円
(5) 診療局 参 与	月額	70,000 円
(6) 感染症センター長	月額	70,000 円

(7) 診療局次長	月額	60,000 円
(8) 診療科部長	月額	55,000 円
(9) 健康管理センター長	月額	55,000 円
(10) 診療科次長	月額	50,000 円
(11) 診療支援局次長	月額	50,000 円
(12) 部 門 長	月額	45,000 円
(13) 部門長代理	月額	35,000 円
(14) 看護局長	月額	70,000 円
(15) 看護局次長	月額	50,000 円
(16) 副看護局長	月額	45,000 円
(17) 看護師長	月額	35,000 円
(18) 事務局長	月額	70,000 円
(19) 事務局監	月額	70,000 円
(20) 事務局次長	月額	50,000 円
(21) 課 長	月額	45,000 円
(22) 参 事	月額	45,000 円
(23) 課長代理	月額	35,000 円
(24) 主 幹	月額	35,000 円

- 3 前項の規定による管理職手当の月額は、管理職員の受ける給料月額の 100 分の 30 を超えてはならない。
- 4 管理職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。
- 5 理事長が必要と認めた場合を除き、管理職員には、第 19 条の規定は適用しない。

（扶養手当）

- 第 12 条 扶養手当は、中核的人材の確保、育成、定着を主たる目的として、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
 - (3) 満 60 歳以上の父母（同居の義父母を含む。以下同じ）及び祖父母
 - (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
 - 3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族については 1 万 3,000 円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族については 6,500 円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち 1 人については 1 万 1,000 円）とする。
 - 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達す

る日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 第 2 項の他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額 130 万円（月額 108,334 円）以上の恒常的な収入があると見込まれる者
- (3) 重度心身障害者にあつては、前 2 号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

- 6 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（前項各号に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

（支給の始期及び終期）

第 12 条の 2 扶養手当の支給は、職員となった日又は扶養手当が支給できる事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前条に規定する扶養手当を支給できる事実が生じた日から 15 日を経過した後に届出されたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から開始するものとする。

2 扶養手当の支給は、職員でなくなった日又は扶養手当を支給できない事実が生じた日の属する月（これらの日が月の 1 日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

3 扶養手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第 1 項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（調整手当）

第 13 条 調整手当は、職務給である給料に加算調整し、人材確保を図ることを目的として、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる月額を支給する。

- (1) 医師・歯科医師給料表の適用を受ける職員 給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 15 を乗じて得た額とする。
- (2) 医療技術職給料表、看護職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員 給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額とする。

- 2 前項の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。

（初任給調整手当）

第 14 条 初任給調整手当は、医師・歯科医師給料表の適用を受ける職員に支給する。
ただし、特殊勤務手当細則第 3 条第 3 項第 1 号から第 5 号の適用を受ける者を除くものとする。

2 初任給調整手当の月額、採用日後の期間の区分に応じ次の表に定める額とする。

期間の区分	支給額
1 年未満	100,100 円
1 年以上 16 年未満	100,100 円
16 年以上 17 年未満	98,500 円
17 年以上 18 年未満	96,900 円
18 年以上 19 年未満	95,300 円
19 年以上 20 年未満	93,700 円
20 年以上 21 年未満	92,100 円
21 年以上 22 年未満	88,800 円
22 年以上 23 年未満	85,100 円
23 年以上 24 年未満	81,900 円
24 年以上 25 年未満	78,200 円
25 年以上 26 年未満	74,900 円
26 年以上 27 年未満	70,000 円
27 年以上 28 年未満	65,500 円
28 年以上 29 年未満	61,100 円
29 年以上 30 年未満	56,200 円
30 年以上 31 年未満	51,500 円
31 年以上 32 年未満	46,400 円
32 年以上 33 年未満	41,900 円
33 年以上 34 年未満	33,800 円
34 年以上 35 年未満	26,500 円
35 年以上	0 円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日の属する年度の 4 月 1 日を起算日とする。

(住居手当)

第 15 条 住居手当は、中核的人材の確保、育成、定着を主たる目的として、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（第 3 項で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額

(2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、

16,000 円) を 11,000 円に加算した額

- 3 第 1 項の適用除外される職員は、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第 12 条第 2 項に規定する扶養親族で届出がされているものに限る。以下同じ。）以外のものが借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。
- 4 第 12 条の 2 の規定は、住居手当の支給の始期及び終期について準用する。

（通勤手当）

第 16 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合は支給をしない。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の支給額は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター通勤手当細則で定める。
- 3 第 1 項第 1 号に掲げる職員のうち修学部分休業、育児短時間勤務又はその他勤務形態等により回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合は、平均 1 月当たりの通勤所要回数に回数乗車券等の額を乗じて得た額を運賃相当額として支給する。
- 4 第 1 項第 2 号に掲げる職員のうち修学部分休業、育児短時間勤務又はその他勤務形態等により平均 1 月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない場合は、第 2 項第 2 号に定める額から、その額に 100 分の 50 を乗じて得た額を支給する。
- 5 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する自動車等を使用することを常例とする職員のうち、泉州二次医療圏外から通勤している医師に、高速料金の 3 分の 2 の額を第 2 項で規定する額に加算して支給する。
- 6 第 12 条の 2 の規定は、通勤手当の支給の始期及び終期について準用する。

（特殊勤務手当）

第 17 条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員特殊勤務手当細則で定める。

(宿日直手当)

第 18 条 宿日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務 1 回につき、宿日直勤務の区分に応じ、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、職員の区分に応じ、別表第 5 のとおりとする。

第 18 条の 2 削除

(時間外勤務手当)

第 19 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

(3) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各号の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第 20 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(管理職の夜間勤務手当)

第 21 条 第 11 条第 2 項に規定する管理職で、正規の勤務時間として勤務することを命ぜられた場合は前条の規定を準用する。

(期末手当、勤勉手当及び業績手当)

- 第 22 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。
- 2 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。
 - 3 業績手当は、基準日に在職する職員に対して、法人業績が一定以上の場合に期末勤勉手当に加え支給することができる。
 - 4 期末手当、勤勉手当及び業績手当の額その他期末手当、勤勉手当及び業績手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する細則（以下「期末勤勉業績手当細則」という。）で定める。

（手当の支給方法）

- 第 23 条 管理職手当、扶養手当、調整手当、初任給調整手当、通勤手当及び住居手当は、当月分を当月に支給する。
- 2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当は、当月分を翌月に支給する。
 - 3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前 2 項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
 - 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第 9 条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

第 4 章 雑則

（休職者の給与）

- 第 24 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給与の全額（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 28 条及び労基法第 76 条による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 14 条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額）を支給する。
- 2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第 14 条第 2 項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満 1 年（結核性疾患については満 2 年）に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 以内を支給することができる。
 - 3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第 13 条第 1 項第 2 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
 - 4 就業規則第 13 条第 1 項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
 - 5 第 2 項又は第 4 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月

に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉業績手当細則で定める。

(専従休職者の給与)

- 第 25 条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

- 第 26 条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(雑則)

- 第 27 条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(引継職員に係る給料の決定)

- 2 平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定の適用を受けた職員（以下「引継職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
医療職給料表（1）	医師・歯科医師給料表
医療職給料表（2）	医療技術職給料表
医療職給料表（3）	看護職給料表
行政職給料表（1）	事務職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級（以下「新級」という。）は、引継職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級（以下「旧級」という。）と同じ級に決定するものとする。
- 4 前項により決定された新級の号給は、旧級の号給（現給保障額前の格付けされた号級）の額の直近上位の額に該当する号給に決定するものとし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。

(給料月額の特例)

- 5 施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における次の各号に掲げる者に係る給料月

額については、その者が現に受けている給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、退職手当を計算する場合は、この限りではない。

- (1) 医療技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級の者及び事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級の者 100分の95
 - (2) 医療技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級の者及び事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級の者 100分の96
 - (3) 医療技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級の者及び事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級の者 100分の97
- 6 第3条、第14条、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する細則第2条第3項及び第9条第3項の規定中「給料月額」とあるのは、前項により算定された額とする。

(給料月額の特例)

- 7 平成23年12月1日から平成24年3月31日までの間における次の各号に掲げる者（救命救急センター所長の職にある者を除く。）に係る給料月額については、その者が現に受けている給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、退職手当を計算する場合は、この限りでない。
- (1) 理事の職にある者 100分の80
 - (2) 副病院長及び診療局長の職にある者 100分の90
- 8 第3条、第13条、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する細則第2条第3項及び第9条第3項の規定中「給料月額」とあるのは、前項により算定された額とする。

(給料月額の特例)

- 9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の各号に掲げる者に係る給料月額については、その者が現に受けている給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、退職手当を計算する場合は、この限りではない。
- (1) 病院長、医療監、副病院長、診療局長、救命救急センター長、看護局長、事務局長の職にある者 100分の90
 - (2) 診療局次長の職にある者 100分の91
 - (3) 医療技術職給料表及び看護職給料表並びに事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級の者（第1号に掲げる者を除く。） 100分の91
 - (4) 医療技術職給料表及び看護職給料表並びに事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級の者 100分の92
 - (5) 医療技術職給料表及び看護職給料表並びに事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級の者 100分の95
 - (6) 医療技術職給料表及び看護職給料表並びに事務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級から4級までの者 100分の96
- 10 第3条、第13条第1項第2号、地方独立行政法人りんくう総合医療センター職員

の期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する細則第2条第3項及び第9条第3項の規定中「給料月額」とあるのは、前項により算定された額とする。

附 則（平成23年11月17日改正）

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則別表

別表第1（第8条関係）

医師・歯科医師給料表

号給	級					
	1	2	3	4	5	6
1	237,700	305,100	332,700	404,800	468,600	491,400
2	240,200	308,800	335,600	407,600	470,800	493,700
3	242,700	312,600	338,900	410,400	473,100	496,100
4	245,200	316,300	342,200	413,000	476,400	498,500
5	247,600	320,000	345,500	415,700	481,300	501,800
6	251,400	323,600	348,600	418,400	483,600	504,100
7	255,200	326,500	351,800	421,100	485,900	506,400
8	259,000	329,300	355,000	423,600	488,200	508,700
9	262,600	332,100	358,200	426,100	492,400	512,400
10	266,600	335,000	361,300	428,600	494,600	514,600
11	270,600	337,400	365,000	431,100	496,800	516,900
12	274,600	339,800	368,700	433,400	499,100	520,200
13	278,500	342,200	372,400	435,800	503,300	524,700
14	282,500	344,600	376,000	438,200	505,400	527,000
15	286,500	347,100	378,800	440,600	507,500	529,300
16	290,500	349,600	381,600	442,900	509,600	531,600
17	294,300	352,100	384,400	445,300	513,700	535,800
18	297,900	354,500	387,300	447,700	515,800	538,000
19	301,500	356,900	389,900	450,100	517,900	540,200
20	305,100	359,300	392,500	452,400	520,000	542,500
21	308,800	361,700	395,100	454,700	523,900	546,300
22	312,600	364,000	397,500	457,000	525,900	548,400
23	316,300	365,000	404,800	459,300	527,900	550,500
24	320,000	368,700	407,600	461,500	529,700	552,600
25	323,600	372,400	410,400	463,800	533,700	556,200
26	326,500	376,000	413,000	467,100	535,600	558,300
27	329,300	378,800	415,700	469,400	537,500	560,400
28	332,100	381,600	418,400	471,700	539,200	562,500
29	335,000	384,400	421,100	474,000	542,900	566,800
30	337,400	387,300	423,600	476,300	544,700	568,800
31	339,800	389,900	426,100	478,500	546,500	570,800
32	342,200	392,500	428,600	480,700	548,400	572,600
33	344,600	395,100	431,100	482,900	552,900	578,000

34	347, 100	397, 500	433, 400	485, 200	554, 700	579, 900
35	349, 600	399, 800	435, 800	487, 300	556, 500	581, 800
36	352, 100	402, 100	438, 200	489, 400	558, 300	583, 500
37	354, 500	404, 400	440, 600	491, 500	563, 500	589, 200
38	356, 900	406, 800	442, 900	493, 600	565, 300	591, 000
39	359, 300	408, 900	445, 300	495, 700	567, 100	592, 800
40	361, 700	411, 000	447, 700	497, 800	568, 800	594, 700
41	364, 000	413, 100	450, 100	499, 900	573, 600	600, 600
42	365, 500	415, 300	452, 400	502, 000	575, 200	602, 400
43	367, 000	417, 300	454, 700	504, 000	576, 800	604, 200
44	368, 500	419, 300	457, 000	506, 000	578, 400	606, 000
45	370, 100	421, 300	459, 300	508, 000	583, 700	612, 000
46	371, 600	423, 400	461, 500	509, 800	585, 100	613, 800
47	373, 100	425, 400	463, 800	511, 700	586, 500	615, 600
48	374, 600	427, 400	466, 100	513, 600	587, 700	617, 300
49	375, 900	429, 400	468, 400	515, 500	593, 900	623, 200
50	376, 900	431, 500	470, 500	517, 200	594, 900	624, 800
51	377, 900	433, 300	472, 600	519, 000	595, 900	626, 400
52	378, 900	435, 100	474, 700	520, 800	597, 000	628, 000
53	380, 000	436, 900	476, 800	522, 600	598, 100	634, 500
54	380, 900	438, 800	478, 900	524, 500	599, 200	635, 900
55	381, 800	440, 600	480, 700	526, 300	600, 300	637, 300
56	382, 700	442, 400	482, 500	528, 100	601, 400	638, 500
57	383, 700	444, 200	484, 300	529, 900	602, 500	646, 200
58	384, 600	446, 100	486, 000	531, 700	603, 600	647, 200
59	385, 500	447, 900	487, 800	533, 500	604, 700	648, 200
60	386, 400	449, 700	489, 600	535, 300	605, 800	649, 300
61	387, 300	451, 500	491, 400	537, 100	606, 900	650, 400
62	387, 800	453, 400	493, 000	538, 800	608, 000	651, 500
63	388, 300	454, 600	494, 800	540, 400	609, 100	652, 600
64	388, 800	455, 800	496, 600	542, 000	610, 200	653, 700
65	389, 100	457, 000	498, 400	543, 600		654, 800
66		458, 200	500, 000	545, 200		655, 900
67		459, 200	501, 300	546, 600		657, 000
68		460, 200	502, 600	548, 000		658, 100
69		461, 200	503, 900	549, 400		659, 200
70		462, 100	505, 200	550, 600		660, 300
71		462, 800	506, 500	551, 600		661, 400

72		463, 500	507, 800	552, 600		662, 500
73		464, 200	509, 100	553, 600		663, 600
74		464, 900	510, 300	554, 700		664, 700
75		465, 600	511, 200			665, 800
76		466, 300	512, 100			666, 900
77		467, 000	513, 000			668, 000
78		467, 500	513, 900			669, 100
79		468, 200	514, 800			670, 200
80		468, 900	515, 700			671, 300
81		469, 600	516, 600			672, 400
82		470, 100	517, 500			673, 500
83		470, 800				674, 600
84		471, 500				675, 700
85		472, 200				
86		472, 700				
87		473, 300				
88		473, 900				
89		474, 500				
90		475, 100				
91		475, 700				
92		476, 300				
93		476, 900				
94		477, 400				

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第2（第8条関係）

医療技術職給料表

号給	級						
	1	2	3	4	5	6	7
1		181,400	214,600	220,300	250,100	288,400	327,200
2		182,900	216,500	222,900	252,400	290,700	329,800
3		184,400	218,400	224,800	254,700	293,000	332,400
4		185,900	220,300	226,700	257,000	295,300	335,000
5		187,500	222,900	228,500	259,300	297,600	337,600
6	158,900	189,100	224,800	230,200	261,600	299,900	340,200
7	160,400	190,700	226,700	232,100	263,900	302,200	342,800
8	161,900	192,300	228,500	234,000	266,200	304,500	345,400
9	163,400	194,000	230,200	235,800	268,500	306,800	348,000
10	164,900	195,700	232,100	237,500	270,800	309,100	350,600
11	166,400	197,400	234,000	239,400	273,100	311,400	353,200
12	167,900	199,100	235,800	241,200	275,400	313,700	355,800
13	169,400	200,900	237,500	243,100	277,700	316,000	358,400
14	170,900	202,700	239,400	244,900	280,000	318,300	361,000
15	172,400	204,500	241,200	246,800	282,300	320,600	363,600
16	173,900	206,300	243,100	248,600	284,600	322,900	366,200
17	175,400	208,100	244,900	250,400	286,900	325,200	368,800
18	176,900	209,900	246,800	252,200	289,200	327,500	371,400
19	178,400	211,700	248,600	254,200	291,500	329,800	374,000
20	179,900	213,500	250,400	256,200	293,800	331,900	376,300
21	181,400	215,300	252,200	258,200	296,100	334,100	378,800
22	182,900	217,100	254,200	260,100	298,200	336,300	381,300
23	184,400	218,900	256,200	262,000	300,500	338,600	383,800
24	185,900	220,700	258,200	264,000	302,800	340,800	386,400
25	187,400	222,500	260,100	266,000	305,100	343,000	389,100
26	188,900	224,300	262,000	268,100	307,300	345,200	391,800
27	190,200	226,100	263,900	270,200	309,600	347,200	394,500
28	191,500	227,900	265,700	272,300	311,900	349,300	397,100
29	192,800	229,500	267,700	274,400	314,200	351,400	399,400
30	194,100	231,100	269,600	276,500	316,400	353,500	401,700
31	195,200	232,800	271,500	278,600	318,600	355,500	404,100
32	196,300	234,600	273,400	280,700	320,800	357,500	406,400
33	197,400	236,100	275,300	282,800	323,000	359,500	408,500
34	198,500	237,600	277,200	284,900	325,200	361,400	410,600
35	199,800	239,100	279,100	287,000	327,300	363,500	412,700

36	201, 100	240, 600	281, 000	289, 100	329, 400	365, 400	414, 800
37	202, 400	242, 100	282, 700	291, 200	331, 400	367, 400	416, 800
38	203, 700	243, 600	284, 600	293, 300	333, 500	369, 400	418, 800
39	204, 900	245, 100	286, 500	295, 400	335, 600	371, 500	420, 800
40	206, 100	246, 700	288, 400	297, 500	337, 700	373, 500	422, 900
41	207, 300	248, 000	290, 100	299, 600	339, 800	375, 500	425, 200
42	208, 500	249, 600	291, 900	301, 700	341, 500	377, 500	427, 600
43	209, 600	251, 200	293, 700	303, 800	343, 500	379, 500	430, 000
44	210, 700	252, 800	295, 500	305, 900	345, 500	381, 400	432, 300
45	211, 800	254, 200	297, 400	308, 000	347, 500	383, 300	434, 600
46	212, 900	255, 600	299, 100	310, 100	349, 400	385, 100	436, 900
47	213, 900	257, 000	300, 800	312, 100	351, 300	386, 900	439, 100
48	214, 900	258, 400	302, 500	314, 200	353, 200	389, 100	441, 300
49	215, 900	259, 700	304, 200	316, 300	355, 100	391, 800	443, 300
50	216, 900	261, 100	305, 900	318, 400	357, 000	394, 500	445, 300
51	217, 800	262, 500	307, 600	320, 400	358, 800	397, 100	447, 300
52	218, 700	263, 900	309, 300	322, 500	360, 600	399, 400	449, 300
53	219, 600	265, 200	310, 600	324, 600	362, 300	401, 700	451, 100
54	220, 500	266, 400	312, 200	326, 700	364, 200	404, 100	452, 900
55	221, 400	267, 700	313, 800	328, 400	365, 600	406, 400	454, 700
56	222, 300	269, 000	315, 400	330, 400	367, 100	408, 500	456, 500
57	223, 200	270, 100	317, 100	332, 500	368, 600	410, 600	458, 000
58	224, 100	271, 400	318, 700	334, 600	370, 100	412, 700	459, 500
59	225, 000	272, 700	320, 300	336, 500	371, 300	414, 800	461, 000
60	226, 100	274, 000	321, 900	338, 500	372, 500	416, 800	462, 500
61	226, 900	275, 200	323, 400	340, 500	373, 700	418, 800	464, 500
62	227, 700	276, 300	324, 600	342, 500	374, 700	420, 800	466, 500
63	228, 500	277, 400	325, 800	344, 400	375, 600	422, 900	468, 500
64	229, 300	278, 500	327, 000	346, 300	376, 500	424, 500	470, 500
65	230, 100	279, 700	328, 100	348, 200	377, 400	426, 100	472, 500
66	230, 800	280, 700	329, 100	350, 100	378, 400	427, 700	474, 500
67	231, 500	281, 700	330, 000	352, 000	379, 200	429, 400	476, 500
68	232, 200	282, 700	331, 000	353, 600	380, 000	430, 700	478, 500
69	233, 000	283, 500	331, 900	355, 200	380, 800	432, 000	480, 500
70	233, 800	284, 400	332, 700	356, 800	381, 700	433, 300	482, 500
71	234, 600	285, 300	333, 500	358, 500	382, 400	434, 600	484, 500
72	235, 400	286, 200	334, 300	359, 700	383, 100	435, 900	486, 500
73	236, 100	287, 200	335, 200	360, 900	383, 800	437, 200	488, 500
74	236, 800	288, 000	335, 900	362, 000	384, 500	438, 400	490, 500

75	237, 500	288, 800	336, 600	363, 000	385, 100	439, 700	492, 500
76	238, 200	289, 600	337, 300	364, 100	385, 800	440, 600	494, 500
77	239, 000	290, 400	337, 800	365, 100	386, 500	441, 500	496, 500
78	239, 700	290, 900	338, 400	366, 200	387, 000	442, 400	498, 500
79	240, 400	291, 400	339, 000	367, 100	387, 700	443, 200	
80	241, 100	291, 900	339, 600	367, 800	388, 400		
81	241, 900	292, 300	340, 000	368, 500	389, 100		
82	242, 400	292, 700	340, 500	369, 200	389, 600		
83	242, 900	293, 100	341, 000	369, 800	390, 300		
84	243, 400	293, 500	341, 500	370, 500	391, 000		
85	243, 700	293, 800	342, 000	371, 200	391, 700		
86	244, 000	294, 200	342, 500	371, 900	392, 200		
87	244, 300	294, 600	343, 000	372, 400	392, 900		
88	244, 600	295, 000	343, 500	373, 100	393, 600		
89	244, 900	295, 300	344, 000	373, 800	394, 300		
90	245, 200	295, 700	344, 500	374, 500	394, 800		
91	245, 500	296, 100	345, 000	375, 000	395, 500		
92	245, 800	296, 500	345, 500	375, 700	396, 200		
93	246, 100	296, 800	345, 900	376, 400	396, 900		
94		297, 200	346, 400	377, 100	397, 300		
95		297, 600	346, 900	377, 600	398, 000		
96		298, 000	347, 400	378, 300	398, 700		
97		298, 200	347, 700	379, 000	399, 400		
98		298, 600	348, 200	379, 700	399, 900		
99		299, 000	348, 700	380, 200	400, 600		
100		299, 400	349, 200	380, 800	401, 300		
101		299, 600	349, 500	381, 400	402, 000		
102		300, 000	350, 000	382, 000	402, 500		
103		300, 400	350, 500	382, 700			
104		300, 800	351, 000	383, 300			
105		301, 000	351, 300	383, 900			
106		301, 400	351, 700	384, 500			
107		301, 800	352, 100	385, 100			
108		302, 200	352, 500	385, 700			
109		302, 400	353, 000	386, 300			
110		302, 800	353, 400	386, 900			
111		303, 200	353, 800	387, 600			
112		303, 600	354, 200	388, 200			
113		303, 800	354, 700	388, 800			

114		304, 200	355, 100	389, 400			
115		304, 600	355, 500	390, 100			
116		305, 000	355, 900				
117		305, 200	356, 400				
118		305, 600					
119		306, 000					
120		306, 400					
121		306, 600					
122		306, 900					
123		307, 200					
124		307, 500					
125		307, 900					
126		308, 200					
127		308, 500					
128		308, 800					
129		309, 200					

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師
- (2) 管理栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
- (7) 視能訓練士
- (8) 歯科衛生士
- (9) 救急救命士
- (10) 介護福祉士
- (11) その他、医療技術職員

別表第3（第8条関係）

看護職給料表

号給	級						
	1	2	3	4	5	6	7
1	145,900	189,500	200,600	220,300	250,100	288,400	327,200
2	147,200	191,200	202,300	222,100	252,200	290,800	329,800
3	148,500	192,900	204,000	223,900	254,300	293,200	332,400
4	149,900	194,700	205,700	225,700	256,400	295,600	335,000
5	151,300	196,500	207,400	227,500	258,500	298,000	337,600
6	152,800	198,300	209,100	229,300	260,600	300,400	340,200
7	154,300	200,100	210,900	231,200	262,700	302,800	342,800
8	155,800	201,900	212,700	233,100	264,800	305,200	345,400
9	157,400	203,700	214,500	235,000	266,900	307,600	348,000
10	159,000	205,500	216,300	236,900	269,100	310,100	350,600
11	160,600	207,300	218,100	238,800	271,300	312,600	353,200
12	162,300	209,200	220,000	240,800	273,500	315,100	355,800
13	164,000	211,100	221,900	242,800	275,700	317,600	358,400
14	165,700	213,000	223,800	244,800	277,900	320,100	361,000
15	167,500	214,900	225,700	246,800	280,100	322,600	363,600
16	169,300	216,800	227,600	248,800	282,300	325,100	366,200
17	171,100	218,700	229,500	250,800	284,500	327,600	368,800
18	172,800	220,600	231,400	252,800	286,700	330,100	371,400
19	174,500	222,500	233,400	254,900	289,000	332,700	374,100
20	176,200	224,400	235,400	257,000	291,300	335,300	376,800
21	177,900	226,300	237,400	259,100	293,600	337,900	379,500
22	179,600	228,200	239,400	261,200	295,900	340,500	382,200
23	181,200	230,100	241,400	263,300	298,200	343,100	384,900
24	182,800	232,000	243,400	265,400	300,500	345,700	387,600
25	184,400	233,900	245,400	267,500	302,800	348,300	390,300
26	186,000	235,800	247,400	269,600	305,100	350,900	393,000
27	187,600	237,700	249,400	271,700	307,400	353,500	395,700
28	189,100	239,600	251,400	273,800	309,700	356,100	398,300
29	190,600	241,500	253,400	275,900	312,000	358,700	400,900
30	192,100	243,400	255,400	278,000	314,300	361,300	403,500
31	193,600	245,200	257,300	280,000	316,400	363,800	406,100
32	195,100	247,000	259,200	282,000	318,500	366,300	408,700
33	196,500	248,800	261,100	284,000	320,600	368,800	411,200
34	197,900	250,600	263,000	286,000	322,700	371,300	413,700
35	199,300	252,400	264,900	288,000	324,700	373,700	416,200

36	200,700	254,100	266,700	289,900	326,700	376,100	418,700
37	202,100	255,800	268,500	291,800	328,700	378,500	421,200
38	203,400	257,500	270,300	293,700	330,600	380,900	423,600
39	204,700	259,200	272,100	295,600	332,500	383,200	426,000
40	206,000	260,900	273,900	297,400	334,400	385,500	428,400
41	207,300	262,500	275,600	299,200	336,200	387,800	430,800
42	208,600	264,100	277,300	301,000	338,000	390,100	433,200
43	209,800	265,700	279,000	302,800	339,800	392,400	435,500
44	211,000	267,300	280,700	304,500	341,500	394,600	437,800
45	212,200	268,800	282,400	306,200	343,200	396,800	440,100
46	213,400	270,300	284,000	307,900	344,900	399,000	442,400
47	214,600	271,800	285,600	309,600	346,500	401,100	444,600
48	215,700	273,300	287,200	311,200	348,100	403,200	446,800
49	216,800	274,700	288,800	312,800	349,700	405,200	449,000
50	217,900	276,100	290,400	314,400	351,200	407,200	451,200
51	219,000	277,500	291,900	316,000	352,700	409,200	453,300
52	220,100	278,900	293,400	317,500	354,200	411,100	455,400
53	221,100	280,200	294,900	319,000	355,600	413,000	457,500
54	222,100	281,500	296,400	320,500	357,000	414,900	459,500
55	223,100	282,800	297,900	322,000	358,400	416,700	461,500
56	224,100	284,100	299,300	323,400	359,700	418,500	463,500
57	225,100	285,300	300,700	324,800	361,000	420,300	465,400
58	226,000	286,500	302,100	326,200	362,300	422,000	467,300
59	226,900	287,700	303,500	327,600	363,500	423,700	469,100
60	227,800	288,900	304,800	328,900	364,700	425,300	470,900
61	228,700	290,000	306,100	330,200	365,900	426,900	472,600
62	229,600	291,100	307,400	331,500	367,000	428,400	474,300
63	230,400	292,200	308,700	332,800	368,100	429,900	475,900
64	231,200	293,200	309,900	334,000	369,200	431,300	477,500
65	232,000	294,200	311,100	335,200	370,200	432,700	479,000
66	232,800	295,200	312,300	336,400	371,200	434,000	480,500
67	233,600	296,100	313,500	337,600	372,200	435,300	481,900
68	234,300	297,000	314,600	338,700	373,100	436,500	483,300
69	235,000	297,900	315,700	339,800	374,000	437,700	484,600
70	235,700	298,800	316,800	340,900	374,900	438,800	485,900
71	236,400	299,700	317,900	342,000	375,800	439,900	487,100
72	237,100	300,500	318,900	343,000	376,700	441,000	488,300
73	237,700	301,300	319,900	344,000	377,600	442,100	489,400
74	238,300	302,000	320,900	345,000	378,400	443,200	490,500

75	238,900	302,700	321,900	346,000	379,200		491,500
76	239,500	303,400	322,800	346,900	380,000		492,500
77	240,100	304,100	323,700	347,800	380,800		493,400
78	240,600	304,800	324,600	348,700	381,600		494,300
79	241,100	305,500	325,500	349,600	382,300		495,100
80	241,600	306,200	326,300	350,500	383,000		495,900
81	242,100	306,900	327,100	351,400	383,700		496,600
82	242,600	307,600	327,900	352,300	384,400		497,300
83	243,000	308,200	328,700	353,200	385,100		497,900
84	243,400	308,800	329,400	354,100	385,800		498,500
85	243,800	309,400	330,100	355,000	386,500		
86	244,200	310,000	330,800	355,900	387,200		
87	244,600	310,600	331,500	356,800	387,800		
88	244,900	311,200	332,100	357,600	388,400		
89	245,200	311,800	332,700	358,400	389,000		
90	245,500	312,400	333,300	359,200	389,600		
91	245,800	313,000	333,800	360,000	390,200		
92	246,100	313,600	334,300	360,800	390,800		
93		314,100	334,800	361,600	391,400		
94		314,600	335,200	362,400	392,000		
95		315,100	335,600	363,200	392,600		
96		315,600	336,000	364,000	393,200		
97		316,100	336,400	364,800	393,800		
98		316,600	336,800	365,600	394,400		
99		317,000	337,200	366,400	395,000		
100		317,400	337,500	367,200	395,600		
101		317,800	337,800	367,900	396,200		
102		318,200	338,100	368,600	396,800		
103		318,600	338,400	369,300	397,400		
104		319,000	338,700	370,000	398,000		
105		319,400	339,000	370,700	398,600		
106		319,800	339,300	371,400	399,200		
107		320,200	339,600	372,100	399,800		
108		320,600	339,900	372,800	400,400		
109		321,000	340,200	373,500	401,000		
110		321,400	340,500	374,200	401,600		
111		321,800	340,800	374,800	402,200		
112		322,200	341,100	375,400	402,800		
113		322,600	341,400	376,000			

114		323,000	341,700	376,600			
115		323,400	342,000	377,200			
116		323,800	342,300	377,800			
117		324,200	342,600	378,400			
118		324,600		379,000			
119		324,900		379,500			
120		325,200		380,000			
121		325,500		380,500			
122		325,800		381,000			
123		326,100		381,500			
124		326,400		382,000			
125		326,700		382,500			
126		327,000		383,000			
127		327,300		383,500			
128		327,600		383,900			
129		327,900		384,300			
130		328,200		384,700			
131		328,500		385,100			
132		328,800		385,500			
133		329,100		385,900			
134		329,400		386,300			
135				386,700			
136				387,100			

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師である職員に適用する。

別表第4（第8条関係）

事務職給料表

号給	級						
	1	2	3	4	5	6	7
1		181,400	222,900	232,100	289,200	320,600	376,300
2		182,900	224,800	234,000	291,500	322,900	378,800
3		184,400	226,700	235,800	293,800	325,200	381,300
4		185,900	228,500	237,500	296,100	327,500	383,800
5		187,500	230,200	239,400	298,200	329,800	386,400
6		189,100	232,100	241,200	300,500	331,900	389,100
7		190,700	234,000	243,100	302,800	334,100	391,800
8		192,300	235,800	244,900	305,100	336,300	394,500
9		194,000	237,500	246,800	307,300	338,600	397,100
10		195,700	239,400	248,600	309,600	340,800	399,400
11		197,400	241,200	250,400	311,900	343,000	401,700
12		199,100	243,100	252,200	314,200	345,200	404,100
13		200,900	244,900	254,200	316,400	347,200	406,400
14	158,900	202,700	246,800	256,200	318,600	349,300	408,500
15	160,400	204,500	248,600	258,200	320,800	351,400	410,600
16	161,900	206,300	250,400	260,100	323,000	353,500	412,700
17	163,400	208,100	252,200	262,000	325,200	355,500	414,800
18	164,900	209,900	254,200	264,000	327,300	357,500	416,800
19	166,400	211,700	256,200	266,000	329,400	359,500	418,800
20	167,900	213,500	258,200	268,100	331,400	361,400	420,800
21	169,400	215,300	260,100	270,200	333,500	363,500	422,900
22	170,900	217,100	262,000	272,300	335,600	365,400	425,200
23	172,400	218,900	263,900	274,400	337,700	367,400	427,600
24	173,900	220,700	265,700	276,500	339,800	369,400	430,000
25	175,400	222,500	267,700	278,600	341,500	371,500	432,300
26	176,900	224,300	269,600	280,700	343,500	373,500	434,600
27	178,400	226,100	271,500	282,800	345,500	375,500	436,900
28	179,900	227,900	273,400	284,900	347,500	377,500	439,100
29	181,400	229,500	275,300	287,000	349,400	379,500	441,300
30	182,900	231,100	277,200	289,100	351,300	381,400	443,300
31	184,400	232,800	279,100	291,200	353,200	383,300	445,300
32	185,900	234,600	281,000	293,300	355,100	385,100	447,300
33	187,400	236,100	282,700	295,400	357,000	386,900	449,300
34	188,900	237,600	284,600	297,500	358,800	389,100	451,100
35	190,200	239,100	286,500	299,600	360,600	391,800	452,900

36	191,500	240,600	288,400	301,700	362,300	394,500	454,700
37	192,800	242,100	290,100	303,800	364,200	397,100	456,500
38	194,100	243,600	291,900	305,900	365,600	399,400	458,000
39	195,200	245,100	293,700	308,000	367,100	401,700	459,500
40	196,300	246,700	295,500	310,100	368,600	404,100	461,000
41	197,400	248,000	297,400	312,100	370,100	406,400	462,500
42	198,500	249,600	299,100	314,200	371,300	408,500	464,500
43	199,800	251,200	300,800	316,300	372,500	410,600	466,500
44	201,100	252,800	302,500	318,400	373,700	412,700	468,500
45	202,400	254,200	304,200	320,400	374,700	414,800	470,500
46	203,700	255,600	305,900	322,500	375,600	416,800	472,500
47	204,900	257,000	307,600	324,600	376,500	418,800	474,500
48	206,100	258,400	309,300	326,700	377,400	420,800	476,500
49	207,300	259,700	310,600	328,400	378,400	422,900	478,500
50	208,500	261,100	312,200	330,400	379,200	424,500	480,500
51	209,600	262,500	313,800	332,500	380,000	426,100	482,500
52	210,700	263,900	315,400	334,600	380,800	427,700	484,500
53	211,800	265,200	317,100	336,500	381,700	429,400	486,500
54	212,900	266,400	318,700	338,500	382,400	430,700	488,500
55	213,900	267,700	320,300	340,500	383,100	432,000	490,500
56	214,900	269,000	321,900	342,500	383,800	433,300	492,500
57	215,900	270,100	323,400	344,400	384,500	434,600	494,500
58	216,900	271,400	324,600	346,300	385,100	435,900	496,500
59	217,800	272,700	325,800	348,200	385,800	437,200	498,500
60	218,700	274,000	327,000	350,100	386,500	438,400	
61	219,600	275,200	328,100	352,000	387,000	439,700	
62	220,500	276,300	329,100	353,600	387,700	440,600	
63	221,400	277,400	330,000	355,200	388,400	441,500	
64	222,300	278,500	331,000	356,800	389,100	442,400	
65	223,200	279,700	331,900	358,500	389,600	443,200	
66	224,100	280,700	332,700	359,700	390,300		
67	225,000	281,700	333,500	360,900	391,000		
68	226,100	282,700	334,300	362,000	391,700		
69	226,900	283,500	335,200	363,000	392,200		
70	227,700	284,400	335,900	364,100	392,900		
71	228,500	285,300	336,600	365,100	393,600		
72	229,300	286,200	337,300	366,200	394,300		
73	230,100	287,200	337,800	367,100	394,800		
74	230,800	288,000	338,400	367,800	395,500		

75	231,500	288,800	339,000	368,500	396,200		
76	232,200	289,600	339,600	369,200	396,900		
77	233,000	290,400	340,000	369,800	397,300		
78	233,800	290,900	340,500	370,500	398,000		
79	234,600	291,400	341,000	371,200	398,700		
80	235,400	291,900	341,500	371,900	399,400		
81	236,100	292,300	342,000	372,400	399,900		
82	236,800	292,700	342,500	373,100	400,600		
83	237,500	293,100	343,000	373,800	401,300		
84	238,200	293,500	343,500	374,500	402,000		
85	239,000	293,800	344,000	375,000	402,500		
86	239,700	294,200	344,500	375,700			
87	240,400	294,600	345,000	376,400			
88	241,100	295,000	345,500	377,100			
89	241,900	295,300	345,900	377,600			
90	242,400	295,700	346,400	378,300			
91	242,900	296,100	346,900	379,000			
92	243,400	296,500	347,400	379,700			
93	243,700	296,800	347,700	380,200			
94		297,200	348,200	380,800			
95		297,600	348,700	381,400			
96		298,000	349,200	382,000			
97		298,200	349,500	382,700			
98		298,600	350,000	383,300			
99		299,000	350,500	383,900			
100		299,400	351,000	384,500			
101		299,600	351,300	385,100			
102		300,000	351,700	385,700			
103		300,400	352,100	386,300			
104		300,800	352,500	386,900			
105		301,000	353,000	387,600			
106		301,400	353,400	388,200			
107		301,800	353,800	388,800			
108		302,200	354,200	389,400			
109		302,400	354,700	390,100			
110		302,800	355,100				
111		303,200	355,500				
112		303,600	355,900				
113		303,800	356,400				

114		304,200					
115		304,600					
116		305,000					
117		305,200					
118		305,600					
119		306,000					
120		306,400					
121		306,600					
122		306,900					
123		307,200					
124		307,500					
125		307,900					
126		308,200					
127		308,500					
128		308,800					
129		309,200					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第5（第18条関係 宿日直手当）

	日直手当	宿直手当
組織規程第8条に規定する医師・歯科医師給料表6級及び5級に相当する役職のもの	50,000 円	85,000 円
組織規程第8条に規定する医師・歯科医師給料表4級に相当する役職のもの	45,000 円	80,000 円
組織規程第8条に規定する医師・歯科医師給料表3級に相当する役職のもの	43,000 円	75,000 円
組織規程第8条に規定する医師・歯科医師給料表2級及び1級に相当する役職のもの	40,000 円	70,000 円
専攻医、初期研修医	35,000 円	60,000 円